

# 業 務 委 託 契 約 書 (案)

新潟県（以下「発注者」という。）と ○○○（以下「受注者」という。）とは、新潟県農地・林業積算システム構築について、次の条項により契約を締結する。

## （契約内容）

第1条 発注者は、次に掲げる内容を受注者と契約するものとする。

- 件名 新潟県農地・林業積算システム構築業務委託
- 内容 別紙「新潟県農地・林業積算システム構築業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。
- 実施場所 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁内  
及び ○○○が保有する日本国内のデータセンター内

## （契約期間）

第2条 契約期間は、契約締結の日から令和9年3月19日までとし、受注者はこの期間内に、契約内容を完了しなければならない。

## （契約金額）

第3条 契約額は、金 円とする。

（契約額の内訳）

委 託 料	金	円
消費税及び地方消費税	金	円

## （権利義務の譲渡等）

第4条 受注者は、この契約に定める権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に定める義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者に申請し、その承諾を得たときは、この限りでない。

- 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

## （管理体制と管理技術者）

第5条 受注者は、業務の実施管理体制及び本業務を統括する者として本業務に関する十分な知識と経験を有する管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に報告しなければならない。この者を変更したときも同様とする。

- 管理技術者は、この契約の履行に関し、その運営及び取締まりを行うほか、契約金の請求及び受領にかかる権限を除き、この契約による受注者の一切の権限を行使することができる。
- 受注者は前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、事前に当該権限の内容を発注者に届出しなければならない。

## （監督員）

第6条 発注者は、監督員をおき、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更した場合も同様とする。

- 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもののほか、次に掲げる権限を有する。
  - 契約の履行についての受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議
  - 仕様書等に基づく、受注者が作成したシステム構成等の承諾
  - 仕様書等に基づく、工程の管理、立会い、業務の履行状況の検査（確認を含む。）
- 受注者が、この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除を行う場合は、仕様書等に定める場合を除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

## （一括再委託等の禁止）

第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が仕様書において指定した主たる部分を

第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書において指定した部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

#### **(秘密の保持)**

第8条 受注者は、前条ただし書きによる発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

- 2 前条ただし書きにより発注者が承諾した再委託先の秘密の保持については、受注者が全責任を負って管理するものとする。

#### **(利用及び提供の制限)**

第9条 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることができた情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### **(複写又は複製の禁止)**

第10条 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡されたデータを記録した入出力帳票及び記録媒体（以下「データファイル」という。）を発注者の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。

#### **(持ち出しの禁止)**

第11条 受注者は、この契約に基づく業務を処理するため発注者から引き渡されたデータファイルを発注者の承諾なしに委託業務の実施場所から持ち出してはならない。

#### **(資料等の管理)**

第12条 受注者は、この契約に基づく業務を処理するために発注者から引き渡されたデータファイルについては、施錠できる保管庫又は施錠、入退管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。

- 2 受注者は、前項のデータファイルの管理にあたっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け資料等の管理状況を記録しなければならない。
- 3 受注者は、発注者から要求があった場合には、前項の管理記録を発注者に提出しなければならない。

#### **(個人情報の保護)**

第13条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

#### **(情報セキュリティ対策)**

第14条 受注者は、この契約によるネットワーク、情報システム及び情報資産に関する業務を実施するにあたっては、別記「情報セキュリティ関連業務特記事項」を守らなければならない。

#### **(セキュリティ管理基準及び誓約書の提出)**

第15条 受注者は、この契約による業務を処理するために、セキュリティ管理基準を定め、セキュリティ遵守の誓約書とともに、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、受注者から提出されたセキュリティ管理基準について、必要に応じ改善を求めることができる。

#### **(事業主の責任等)**

第16条 受注者は、この契約による業務の完成について、法律上及び財政上の事業主としてのすべての責任を負うものとする。

#### **(情報処理機器の使用)**

第17条 発注者は、受注者が業務の遂行のため必要な場合は、発注者の管理する情報処理機器を無償で使用することを認める。ただし、使用条件については、発注者の定めた運用条件等に従うものとする。

- 2 受注者は、事前に提案書により報告し、承諾を得た場合は、発注者が所有する情報機器等に対するソフトウェアの追加等の部分的使用を認めるものとする。ただし、業務終了後は速やかに部分的使用を中止し、ソフトウェア等の削除を行うものとする。
- 3 前項に規定する追加又は削除の作業は、受注者又は管理技術者、若しくは受注者又は管理技術者の立会いのもとに受注者が委託した者が、監督員又は監督員の指示した者の立会いの元で行う。
- 4 受注者は故意又は過失により、発注者が所有する情報機器等に損害を与えたときは、発注者の指定した期間内に現状に復して、又は代品を納め、若しくは返還に代えて損害を賠償しなければならない。

#### **(作業の進捗状況の報告等)**

第18条 受注者は、発注者からの指示がある場合には、受諾した業務の進捗状況について、発注者が求める時期、内容で、書面等により報告しなければならない。

#### **(発注者の検査監督権)**

第19条 発注者は、必要があると認める場合は、受注者の作業現場の現地調査を含めた受注者の作業に対する検査監督及び作業の実施に係る指示を行うことができる。

- 2 受注者は、前項及び第18条の規定に基づき、発注者から進捗状況の提出要求、作業内容の検査実施要求、作業の実施に係る指示があった場合は、それらの要求、指示に従わなければならない。

#### **(成果報告書等の提出)**

第20条 受注者は、発注者に対し委託業務の実績を記入した業務成果に関する報告書等（以下「成果報告書」という。）を提出するものとする。

#### **(検査及び引渡し)**

第21条 発注者は、成果報告書を受領したときは、その日から10日以内に業務の成果について検査を行うものとする。

- 2 受注者は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、発注者の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の定めを準用する。
- 3 第1項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査（以下「検査」という。）及び前項の補正に要する費用は、全て受注者の負担とする。
- 4 第1項の検査に合格したときをもって、契約目的物の引渡しを完了したものとする。この場合において、契約目的物が受注者の所有に属するときは、その所有権は、引渡しにより発注者に移転するものとする。

#### **(資料等の返還)**

第22条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引渡されたデータファイルを、委託業務完了後速やかに発注者に返還しなければならない。

#### **(記録媒体上の情報の消去)**

第23条 受注者は、契約目的物の作成のために、受注者の保有する記録媒体上に保有する委託処理に係る一切の情報について、第21条に定める発注者の検査終了後に全て消去又は焼却しなければならない。

- 2 前項の消去又は焼却結果について、受注者は、記録媒体ごとに、消去又は焼却した情報項目、数量、方法、実施日等を明示した文書で発注者に報告しなければならない。
- 3 第7条第3項により発注者が承諾した再委託先がある場合には、再委託先の情報の消去又は焼却について受注者が全責任を負うとともに、その状況を前項の報告に含め発注者に報告しなければならない。

#### **(事故発生のお知らせ)**

第24条 受注者は、契約目的物の納入前に事故が生じたときには、速やかにその状況を書面により発注者に報告しなければならない。

- 2 前項の事故が、個人情報の漏えい、滅失、き損等の場合には、漏えい、滅失、き損した個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面により速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

#### **(損害賠償)**

第25条 受注者は、この契約に定める義務を履行しないために発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。

**(一般的損害及び天災不可抗力による損害)**

第26条 契約目的物に引渡し前に生じた損害は受注者の負担とする。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がこれを負担するものとする。

2 発注者は、天災その他不可抗力によって生じた損害については、受注者が善良なる管理者の注意義務を怠らなかつたと認める場合は、損害額を認定しその一部を負担することがある。

**(第三者に及ぼした損害)**

第27条 この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、受注者がその賠償の責を負う。ただし、その損害为天災その他不可抗力によるときは、その負担につき、発注者と受注者とが協議して決める。

**(契約不適合責任等)**

第28条 発注者は、引き渡された契約目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、契約目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 発注者は、引き渡された契約目的物に関し、第21条第4項の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

5 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

6 発注者が第4項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第9項において「契約不適合責任期間」という。)のうちに契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間のうちに請求等をしたものとみなす。

7 発注者は、第4項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

8 第4項から前項までの規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

9 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

10 発注者は、契約目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第4項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

11 引き渡された契約目的物の契約不適合が仕様書の記載内容又は発注者の指示により生じたも

のであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 12 受託者が委託業務に関して負う契約不適合責任は、本条に定めるものをもって全てとし、契約不適合が受託者の責任によらない場合は、受託者は委託業務に関して何らかの契約不適合責任を負わないものとする。

#### **(委託料等の支払)**

第29条 受注者は、第21条第1項の検査に合格したときは、委託料等の支払を発注者に請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の定めにより受注者の提出する適正な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託料等を受注者に支払うものとする。

#### **(納入期限の延長等)**

第30条 受注者は、受注者の責めに帰することのできない理由により、納入期限内に業務を履行することができないときは、あらかじめ発注者に対して、その理由を明示して期限の延長を求めることができる。この場合の延長日数は、発注者と受注者とが協議して定める。

#### **(契約内容の変更等)**

第31条 発注者は、必要があると認める場合は、受注者と協議の上、この契約内容を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、委託料等又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

#### **(発注者の解除権等)**

第32条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第4条第3項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
  - (2) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
  - (3) 納入期限内に契約を履行しないとき又は納入期限後相当の期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
  - (4) 管理技術者を配置しなかったとき。
  - (5) 正当な理由なく、第28条第1項の履行の追完がなされないとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第4条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
  - (2) 第4条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
  - (3) この契約の契約目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
  - (4) 受注者がこの契約の契約目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - (6) 契約目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下次条において同じ）。又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下次条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 第32条の5の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 3 委託業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。
- 4 発注者は、第2項の規定によるほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から6箇月間又は当該排除措置命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6箇月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (3) 受注者が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- (5) 受注者が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。
- 5 発注者は、第2項又は前項の規定によるほか、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) その役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号

のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

6 第4項又は第5項の規定により契約目的物の引渡し前にこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

7 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、発注者が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

#### **(発注者の損害賠償請求等)**

第32条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) この契約の契約目的物に契約不適合があるとき。

(2) 第32条の規定により契約目的物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は契約金額の10分の1に相当する金額以上の額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第32条の規定により契約目的物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

(2) 契約目的物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行が不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合における破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合における会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合における民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者等

4 第1項各号若しくは第2項各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

#### **(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)**

第32条の3 第32条第1項各号若しくは第2項各号又は第4項各号若しくは第5項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第32条第1項若しくは第2項又は第4項若しくは第5項の規定による契約の解除をすることができない。

#### **(発注者の任意解除権)**

第32条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第32条第1項若しくは第2項又は第4項若しくは第5項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、損害の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

#### **(受注者の解除権)**

第 32 条の 5 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

**(受注者の損害賠償請求等)**

第 32 条の 6 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

**(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)**

第 32 条の 7 第 32 条の 5 に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第 32 条の 5 の規定による契約の解除をすることができない。

**(契約解除の場合における資料等の返還)**

第 33 条 契約解除の場合における資料等の返還については、第 22 条の規定を準用する。

**(契約解除の場合における記録媒体上の情報の消去等)**

第 34 条 契約解除の場合における記録媒体上の情報の消去については、第 23 条の規定を準用する。

**(契約解除の場合における損害賠償)**

第 35 条 受注者の責による契約解除の場合における損害賠償については、第 25 条の規定を準用する。発注者の責による契約解除の場合における損害賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

**(契約解除の場合における一般的損害及び天災不可抗力による損害)**

第 36 条 契約解除の場合における一般的損害及び天災不可抗力による損害については、第 26 条の規定を準用する。

**(疑義の解決)**

第 37 条 この契約において疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議の上、解決するものとする。

**(必要事項の決定)**

第 38 条 前各条項に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、発注者と受注者とが協議の上、決定するものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 新潟市中央区新光町 4 番地 1  
新潟県  
代表者 新潟県知事 花 角 英 世 印

受注者 印

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (適正管理)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (利用及び提供の制限)

第5 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

第7 受注者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

### (資料等の返還等)

第8 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

### (従事者の監督)

第9 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

### (実地調査)

第10 発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

### (指示等)

第11 発注者は、受注者がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

### (事故報告)

第12 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

## 情報セキュリティ関連業務特記事項

### (基本的事項)

第1 受注者は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

### (情報資産の取扱い)

第2 受注者は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を他へ持ち出す場合には、発注者の許可を受けなければならない。

第3 受注者は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、情報を復元できないよう消去を行った上、発注者の許可を受けなければならない。

### (機器等の取扱い)

第4 受注者は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

### (従事者への啓発)

第5 受注者は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

### (異常時の報告)

第6 受注者は、情報資産に対する侵害又は侵害の恐れのある場合には、直ちに発注者に報告しなければならない。

第7 受注者は、ネットワーク又は情報システムの誤作動等の異常を発見した場合には、直ちに発注者に報告しなければならない。

### (再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による業務を行うための情報資産の処理は、自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

### (ソフトウェアの無許可導入・更新・削除の禁止)

第9 情報システムで使用する端末等におけるソフトウェアの導入、更新又は削除は、発注者の許可がなければ行ってはならない。

### (機器構成の無許可変更の禁止)

第10 情報システムを構成する機器の増設又は交換は、発注者の指示がある場合を除いて行ってはならない。

### (ネットワークへの無許可接続の禁止)

第11 受注者は、ネットワークへの機器の接続又はネットワークに接続している端末等の他ネットワークへの接続は、発注者の指示がある場合を除いて行ってはならない。

### (コンピュータウイルス対策)

第12 受注者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 外部からファイルを取り入れる場合及び外部へファイルを提出する場合は、ウイルスチェックを行うこと。

(2) 発注者が提供するウイルス情報を常に確認すること。

### (法令遵守)

第13 受注者は、業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）

(2) 著作権法（昭和45年法律第48号）

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

### (実地調査)

第14 発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による業務の執行に当たり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について随時実地に調査することができる。